

番号	内容	関係条項
11	太陽光発電設備を設置する場合、開発許可は必要か	法第4条第12項

太陽光発電設備及びその付属施設が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合、開発許可は不要です。(市街化調整区域内においても同様です。)

また、太陽光発電設備(建築基準法上の建築物ではないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと判断される場合は、開発許可は不要です。ただし、市街化調整区域にあっては、当該付属施設の設置について、法第43条第1項の規定による建築許可が必要となります。

また、太陽光発電設備及びその付属施設の設置について、法第29条の開発許可が不要であっても、市町村の開発指導要綱等に基づく手続が必要となる場合がありますので、設置にあたっては関係市町村への確認を行ってください。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)では、太陽光発電設備の用に供する土地も、同法第2条第1項第1号に規定する「宅地」に該当するものとして取り扱います。都市計画法に基づく開発許可が不要であっても、当該土地が、同法第10条の宅地造成等工事規制区域又は同法第26条の特定盛土等規制区域内に所在し、同法に規定する宅地造成等に関する工事を行う場合は、同法第12条第1項又は同法第30条第1項に基づき工事の許可を受ける必要があります。

許可申請等の手続きは、『盛土規制法に関する許可申請等の手引き』をご参照ください。

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/266590.pdf>

<参照審査基準>

●福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.5～6 §1-1(9)